

まん延防止等重点措置に係る 熊本県の対策

令和4年1月20日

熊本県



重点措置区域：熊本県全域

期間：令和4年1月21日(金)から2月13日(日)

根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法

1 基本的な感染防止対策の徹底

【特措法第24条第9項】

- ① 症状がなくとも、マスク着用
- ② こまめな手洗い・手指消毒、換気
- ③ 発熱時は仕事等を休み、すぐにかかりつけ医等に電話相談！

- ・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・マスク着用、手洗い、換気、人と人との距離の確保等の感染防止対策を徹底してください。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底してください。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの積極的な利用をお願いします。

2 検査受検

【特措法第24条第9項】

わずかでも発熱などの症状がある方

外出せず、すぐにかかりつけ医等の医療機関又は発熱者専用ダイヤルに電話相談し、受診してください。

症状はないが、感染に不安を感じる方

県の登録を受けた検査機関等において無料検査が受けられる（熊本県民に限る）ため、検査を受けてください。

3 移動・外出

【特措法第24条第9項】

【特措法第31条の6第2項】

移動

- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行等による移動を控えてください。
- ・不要不急の都道府県をまたぐ移動は、極力控えてください※。

※…対象者全員検査を受けた者を除く。

外出

- ・マスク着用等の感染防止対策を徹底してください。
- ・感染リスクの高い「3つの密」のある場所への外出は自粛してください。
- ・時短要請時間以降は、飲食店にみだりに出入りしないでください。
- ・路上・公園等での集団飲酒等は自粛してください。

4 会食

【特措法第24条第9項】

会食は、宅飲みを含み、感染リスクを最小化するために、下記に留意して実施してください。

- ① 「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を遵守して
- ② なるべく普段から一緒にいる人と
- ③ 人数を絞って

・ 飲食店を利用する場合、同一グループの同一テーブル使用は4人以内としてください※。

※…認証店において対象者全員検査を実施した会食を除く。

・ 県内全域で、深夜遅くまでの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えてください。

・ 感染防止対策が講じられていない飲食店は、利用しないようお願いします。



熊本県作成 会食時の感染リスクを下げる4つのステップ 令和2年12月3日制定

飲酒を伴う懇親会や大人数での飲食、長時間におよぶ飲食等は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる場合に該当しますが、様々な工夫と一人一人の心がけて、感染リスクを下げることは可能です。
感染リスクを下げる4つのステップをみんなで実践しましょう！

STEP1 予約時に下げる！


- お店を予約する際に、感染防止対策を実施しているお店か確認しましょう。
➢ 感染防止対策を実施しているお店は、ステッカーの掲示等で確認できます。
- 同一グループの同一テーブル使用は4人以内とするようお店と相談しましょう。
※ 認証店において対象者全員検査を実施した会食は除きます。

認証店で対象者全員検査を実施した会食の例

席の配置を斜め向かいにする	アクリル板を設置する	左記以外での会食
		テーブルを分ける

左記以外での会食

テーブルを分ける




STEP2 会食前に下げる！

- 発熱等の症状の有無を確認し、体調の悪い人は参加しないようにしましょう。
- 入店時に手指消毒を行い、マスクを着用したまま、すぐに着席しましょう。

STEP3 会食中に下げる！

- 食事中でも、会話をする際はマスクを着用しましょう。
➢ 食事の時間と会話の時間を分けるなどの工夫が効果的です。
- 大声での会話や席の移動は控えましょう。
- 箸やコップの使いまわしはやめましょう。
- 深酒は控えましょう。アルコールを飲みすぎの人がいたら、ソフトドリンクを勧めましょう。
- 飲酒の影響で参加者の気分が高揚し、マスク無しの会話や大声での会話が行われるなど、感染防止対策が実施されない状況になってしまったら、早めにお開きしましょう。

＜食事＞  ＜会話＞

STEP4 会食後に下げる！

- 長時間かつ深夜のはしご酒は控えましょう。
- 帰宅直後の手洗いなどにより、家庭内にウイルスを持ち込まないようにしましょう。
- 万が一、発熱等の症状が出た場合は、すぐにかかりつけ医等に電話相談のうえ、医療機関を受診しましょう。また、幹事等に連絡し、参加者と情報共有しましょう。

(注)認証店：「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗

5 飲食店

【特措法第24条第9項】

【特措法第31条の6第2項】

- ・営業時間短縮及び酒類の提供について、次のとおり要請します。

対象施設	【認証店】	【認証店以外】
要請内容	<p>①午後9時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業はしないこと</p> <p>②午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業及び終日の酒類提供はしないこと。</p> <p>①又は②のいずれかに応じるよう要請します。</p>	<p>午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業及び終日の酒類提供はしないこと。</p>

(注) 営業時間が午後9時までの認証店については、上記②のほか、通常営業することも可能です。

- ・同一グループの同一テーブル使用は4人以内としてください※。

※…認証店において対象者全員検査を実施した会食を除く。

【予約済の会食の取扱い】

1月20日(木)までに予約が完了していた認証店における会食については、ワクチン・検査パッケージの適用を認めますが、可能な限り対象者全員検査を行って下さい。

- ・「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けるか、県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分な感染防止対策を行い、それが県民に分かるよう、ステッカー等を掲示してください。



6 イベント開催

【特措法第24条第9項】

要請内容

- ・県の「イベントの開催制限について」を参考とし、感染防止対策を徹底してください。
- ・参加人数は、下記の【人数上限】、【収容率】のいずれか小さい方に制限してください。
- ・参加人数が5,000人を超えるイベントについては、県に感染防止安全計画を提出してください（大声なしの担保が必要）。
- ・感染防止安全計画を策定しないイベントでは、感染防止策チェックリストを作成し、主催者等のHP、SNSなどで公表し、イベント後1年間保存してください。

	5,000人を超えるイベント (感染防止安全計画策定が必要)	左記を除くイベント (感染防止安全計画を策定しない)
人数上限	20,000人※	5,000人
収容率	100%	大声なし：100%、大声あり：50%

※…対象者全員検査を行った場合は収容定員まで。

「大声」：通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。

「大声あり」：「大声」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが該当

【チケット販売の取扱い】

本取扱いの周知期間を1月22日(土)までとします。すでにチケット販売済のイベントについては、1月22日(土)までに販売されたものは、上記の制限は適用せず、キャンセル等の必要はありません。それ以降については、上記の条件を満たすもののみの販売を可とします。

詳細は熊本県HP「イベントの開催制限について」をご確認ください。

7 集客施設

【特措法第24条第9項】

対象施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、床面積が1,000㎡を超える施設

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など
ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
遊技場	ネットカフェ、漫画喫茶、マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター など
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 など
学習支援施設	自動車教習所、学習塾 など
物品販売業を営む店舗	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など
サービス業を営む店舗	葬儀場、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、銭湯、クリーニング店、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など

要請内容

- ・ 入場者の整理等を行ってください。
 - 施設全体での措置（出入口にセンサー等を設置した人数管理、出入口での数の制限等）
 - 売り場別の措置（入場整理券の配布、買い物かごの稼働数把握等による人数管理等）
- ・ 入場者に対するマスクの着用を周知してください。
- ・ 感染防止措置を実施しない者の入場を禁止してください。
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（仕切り板の設置又は適切な距離の確保）を講じてください。
- ・ これらの実施状況をホームページ等で広く周知してください。

8 その他

【特措法第24条第9項、協力依頼】

事業者、学校、保育所等、高齢者施設等への要請、協力依頼内容は次のとおり。

事業者

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・テレワークの推進等による出勤者削減への取組み
- ・職場における感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得等）の徹底

学校

- ・文部科学省の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策の徹底
- ・県立高等学校・中学校は、原則として分散登校、学校の実情に応じて時短、時差登校等の実施

保育所等

- ・保育所等における感染防止のための取組み（職員のマスク着用、手洗いや手指消毒、換気励行等）の徹底
- ・感染状況等に応じて臨時休園等の判断を速やかに行うよう市町村へ依頼

高齢者施設等

- ・高齢者・障がい者等の入所施設の従事者に対する集中的検査の実施
- ・従事者にわずかでも症状がある場合、確実に仕事を休ませる体制の構築
- ・オンライン研修等による、感染防止対策の実施